

市長交際費の支出基準

1 目的

市長交際費は、市長が行政執行のため、市を代表して外部との公の交渉に要する経費であり、その執行に当たっては、法令で制限があるもののほか、社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限とするが、支出の一層の透明性を図りもって開かれた市政の推進を図ることを目的とし、この基準を定める。

2 支出項目

市長交際費としての支出は、その行為が市政の進展に結びつくことが期待されるもの、又は社会通念上儀礼の範囲として認められるもので、市長又は市長が指名した者が出席する次の各号に定める事項とする。

(1) 慶弔費

ア 祝金

祝金の支出は、記念式典又は行事等に出席する場合とし、会費の明示があるものはその金額を、会費の明示がないものは10,000円を限度とする。ただし、当選祝い及び結婚式のお祝いは支出しない。

イ 弔事

弔事の支出は、別表第1のとおりとする。ただし、お返し等については受け取らないものとする。

ウ 見舞い

見舞いの支出は10,000円を限度とする。ただし、職員の病氣見舞いは支出しない。

(2) 賛助金

賛助金の支出は、公に認められた団体及びそれに準じる団体で、その事業の趣旨が明確である場合とし、10,000円を限度とする。

(3) 渉外費

渉外費の支出は、外部との公の意見交換又は折衝等に必要な土産等の購入、又は情報収集のための懇談会等に出席する場合とし、社会通念上、妥当と認められる範囲内の額とする。

(4) 掲載料

市に関する記事を記載し、発行するものに限る。

(5) 激励費

スポーツ・文化活動を行っている市内の個人又は団体の国際大会等への出場及び海外青年協力隊又はシニア海外ボランティアへの参加に対して激励する場合とし、社会通念上、妥当と認められる範囲内の額とする。

(6) 会費等

会費等の支出は、各種団体等が行う懇親等を目的とする会合等で、市長交際費を支出することが公益上妥当と認められる場合に限り、その会費等の実費を支出する。この場合において、実費の額が不明であるときは、別表第2

の支出基準に照らし、支出額を決定する。ただし、各行政委員会が実施する研修会等については、支出しない。

(7) その他

前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたものは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成18年1月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2項第1号イ関係）

区 分		香 典	供物	
市議会議員	現職	本人	10,000円	生花
		配偶者、実父母、子同居の義父母	10,000円	
	元	本人	10,000円	—
ふじみ野市を選挙区とする国会・県議会議員	現職	本人	10,000円	生花
		配偶者、実父母、子同居の義父母	10,000円	
	元	本人	10,000円	—
人間東部地区事務組合管理者及び副管理者	現職	本人	10,000円	生花
		配偶者、実父母、子同居の義父母	10,000円	
各行政委員会 教育委員・選挙管理委員・ 監査委員・公平委員・ 固定資産評価審査委員・ 農業委員	現職	本人	10,000円	—
		配偶者、実父母、子同居の義父母	10,000円	—
民生児童委員・ 人権擁護委員・保護司・ 各種公共的団体の長・ 附属機関の委員	現職	本人	10,000円	—
市長	元	本人	10,000円	生花
副市長・教育長等 特別職	現職	本人	10,000円	生花
		配偶者、実父母、子同居の義父母	10,000円	
	元	本人	10,000円	—

市議会議員の元職については、旧上福岡市議会議員及び旧大井町議会議員についても対象とし、潜在候補者名簿等で対応する。

生花の取り扱いができない場合は香典対応とする。

元職については、香典の対応ができない場合は生花対応とする。

別表第2（第2項第6号関係）

支出区分	支出内容	金額	備考
会費等	飲食等を伴わないもの	支出しない	
	公共施設又は支出の対象となる団体の自己所有又は賃借する施設を使用し、飲食等を伴うもの及び夏祭り等	3,000円	飲食の内容等により5,000円を上限とした支出をすることができる。
	飲食店を使用するもの	5,000円	飲食の内容等により10,000円を上限とした支出をすることができる。
上記に該当しないものは、10,000円の範囲内で支出するものとする。			